

## 亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の概要について

### 課題

- ・事業者による事業実施前からの周辺住民等への周知不足から発生するトラブル
- ・不十分な設計・施工・メンテナンスによる設備の不具合や、防災面での安全性の確保
- ・山林伐採等による自然破壊、保全すべき自然環境や景観、住環境等への影響
- ・事業終了後のパネル放置による産業廃棄物化や、跡地の利用方法の不明確さ



### 条例の概要

- ・市では、太陽光発電設備の設置自体を規制する法令がないことから、防災面での安全性の確保、景観・自然環境の保全及び生活環境等に及ぼす影響に鑑み、その適正な設置、維持管理及び廃止並びに廃止後の有効な跡地利用の促進などの、課題に対応するルールづくりを検討してきました。
- ・太陽光発電設備の設置に関して必要な規制等を行うことにより、良好な自然環境等を保全し、もって公共の福祉に寄与することを目的に「亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例」を制定することとしました。
- ・太陽光発電設備の設置(建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く)について、事業禁止区域外で一定以上の規模のもの、設置場所の傾斜や高低差が大きいものについて、許可制としています。

#### 1. 事業禁止区域の設定

- ・災害の防止、自然環境・景観保護等の観点から事業禁止区域を設定

#### 2. 設置許可制度の創設

- ・事業禁止区域外における太陽光発電設備の設置について、事前協議と許可を受けることを義務化

#### 3. 事前周知・意見聴取

- ・周辺住民等への事前周知及び地元団体等からの意見聴取を義務化

#### 4. 事業区域等の保全義務

- ・災害の防止、自然環境等の保全のため、発電設備及び事業区域の保全を義務化

#### 5. 事業廃止の届出義務

- ・廃止並びに廃止後の適正な跡地利用について、事業廃止の届出を義務化

#### 6. 立入調査・勧告・命令

- ・施設への立入調査
- ・勧告や命令に従わない事業者の氏名公表

(裏面あり)

事業禁止区域	
区域設定の考え方	区 域
防災	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
自然環境	国定公園及び都道府県立自然公園の区域 都市計画公園、緑地の未供用区域（国又は地方公共団体等所有地除く） 湯の花温泉景観形成地区及び自然景観形成地区
住環境	住居地域（※）
まちづくり	商業地域、近隣商業地域

※ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域その他市街化調整区域等において住居地域を形成している区域で別途定めるもの

許可を要する事業	
項 目	要 件
対象地域	事業禁止区域外の地域
規 模	事業区域の面積が500㎡以上のもの（※）
地 形	事業区域内における高低差が1.3m以上のもの 事業区域内の傾斜度が25度以上のもの

※ 500㎡未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を実施する日前に事業が実施され、若しくは施工中の場合においては、当該事業の事業区域と既に実施され、若しくは施工中の事業の事業区域との面積を合算して500㎡以上となるものを含む

条例の施行期日
平成31年（令和元年）7月1日